

2026年2月6日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
品質管理本部長 松浦 義知企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2025年10月29日に公表された企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

**質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）**

IFRS第9号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ2及びステップ3）」と「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

## 1. 条件変更についての取扱い

（コメント）

条件変更について、当面の会計処理（償却原価や予想信用損失の算定等）を明確化していただきたい。

（理由）

IFRS第9号の定めのうち、条件変更については、国際会計基準審議会（IASB）においてその要求事項を明確化するためのプロジェクトが予定されていることから、当面の間、条件変更に関する定めを取り入れないこととされている（企業会計基準適用指

針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）BC13 項）。このとき、2023 年 1 月 17 日開催の第 494 回企業会計基準委員会の審議資料(4)-2 においては、現行の日本基準では、債権の条件変更等が行われた場合の取扱いに関する明確な定めは存在しないとして、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うのか、既存資産の継続とするのかは、個々の状況に応じて判断することになるとされていたが（同資料第 29 項参照）、本公開草案にて導入される償却原価や予想信用損失の算定等も含めて、個々の状況に応じて判断してよいのか、不明瞭となっている。したがって、本公開草案の提案どおり、条件変更に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れない場合、本公開草案の影響を受ける償却原価や予想信用損失の算定等に関しては、当面の間、企業の会計方針に基づき会計処理を行う等、BC13 項の記載を拡充することで、当面の会計処理の指針を明確化することが望まれる。

## 質問2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

### 2. 開示対象となる貸出コミットメント等の取扱い

（コメント）

開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を明確化していただきたい。

（理由）

現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 139 項、第 311-2 項では、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関して、契約上原則として無条件で取消可能なものも含めて開示が求められていた。この点、予想信用損失適用指針案第 82 項で求められるエクスポージャーに係る注記については、無条件に取消可能な貸出コミットメント等は含まれないのか、結論の背景等において明確化することをご検討いただきたい。

### 3. 金融保証契約の定義と対象外の保証契約の取扱い

（コメント）

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）（注 8-2）において新たに定義された金融保証契約に当

てはまらない保証契約についての会計上の取扱いは従来どおりであるのかどうか、もし従来どおりであれば、その旨を金融商品会計基準案の結論の背景にて明確化していただきたい。

(理由)

金融商品会計基準案における金融保証契約の定義は、保証の対象が「特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等」とされており、例えば、デリバティブに関連した損失等、これに当てはまらない損失の保証行為は金融保証契約に該当しないものと考えられる。また、例えば移管指針公開草案第 16 号「持分法会計に関する実務指針(案)」第 20 項において、「金融保証契約による保証若しくは事実上の保証」と表現されており、事実上の保証すなわち保証類似行為は金融保証契約に含まれないと考えられる。

これらの例示に限らず、新たに定義された金融保証契約に該当しない保証契約又は保証類似行為の会計上の取扱いが、引き続き現行の監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」の考え方に従っていくことになるのか、明示的ではないと考えられる。

さらには、現行の金融商品実務指針第 226 項において金融保証契約に係る記述が存在するが、当該項目は移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針(案)」(以下「金融商品実務指針案」という。)の改正項目に含まれておらず、そのまま残る形となる。現行の金融商品実務指針第 226 項において「(前略)支払が生じる金融保証契約は、クレジット・デリバティブの一種と考えられる。」とあり、一方で金融商品会計基準案の金融保証契約は「ただし、デリバティブに該当するものは除く。」とあり、整合していないと考えられる。

### 質問3-1 (信用リスクの著しい増大に関する判定に関する質問)

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定(簡素化された判定方法を含む。)に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

### 質問3-2 (予想信用損失の算定方法に関する質問)

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案(簡素化された予想信

用損失の算定方法を含む。)に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

#### 4. 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用範囲

(コメント)

一般事業会社においても「簡素化された予想信用損失の算定方法」を使用できるかどうかを明確化していただきたい。

(理由)

一般事業会社においては金融商品会計基準案第28-5項において提案されている単純化したアプローチが適用できることになるが、当該条項の対象に該当しない債権、例えば、連結グループ内のファイナンスに係る債権についての取扱いは単純化したアプローチの適用対象外である。

ここで、予想信用損失適用指針案BC5項において、ステップ4は金融機関に適用される会計基準として開発された旨の記載があるが、開発された「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用できる主体は、金融機関に限られるとは同適用指針案において明示されていない。一般事業会社も簡素化された予想信用損失の算定方法を使用できるとの理解でよいか、確認させていただきたい。また、一般事業会社も簡素化された予想信用損失の算定方法を使用できるのであれば、結論の背景においてその旨を明確化すべきであると考えられる。

#### 5. 単純化したアプローチの対象範囲

(コメント)

「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等」について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等に限定せず、単純化したアプローチの適用対象となる定めにしていただきたい。

(理由)

「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権」については、IFRS第9号の営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとしたとされ(予想信用損失適用指針案BC26項)、金融商品会計基準案第28-4項及び第28-5項において、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等を対象として、単純化したアプローチが定められている。

ここで、収益認識会計基準においては、対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者である「顧客」との契約から生じる収益に適用され、また、我が国の収益認識会計基準において定められた収益認識会計基準第3項（1）から（7）の取引が適用対象外となる。

このため、顧客との契約以外の取引から生じた未収入金や立替金等の債権や、移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産の譲渡から生じた債権は、本公開草案の定めによると単純化したアプローチの適用対象外になると考えられる。

しかしながら、本公開草案の単純化したアプローチは、この理由として、「信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させること、及び重大な金融要素のない営業債権の大半は満期が1年未満であり全期間の予想信用損失と12か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろう」状況を踏まえて採用されたものであり（金融商品会計基準案第95-4項、第95-5項）、既述した債権も同様の状況であることが考えられる。

したがって、「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等」については、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた債権に限定せず、単純化したアプローチの適用対象となるためにすべきと考えられる。

#### 質問4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

#### 6. 期待キャッシュ・フローの見積りに関する事後的な変動が生じた場合の取扱い （コメント）

実効金利を計算する際に必要となる期待キャッシュ・フローの見積りについて、事後的な変動が生じた場合の会計処理を明確化していただきたい。

#### （理由）

実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとし、その際、予想信用損失を考慮しないと定められている（金融商品実務指針

案第57-3項)。すなわち、期待キャッシュ・フローは、様々な要因により、当初の見積りから乖離することが想定される中で、IFRS第9号B5.4.6項に関しては、本プロジェクトの対象外とし、取り入れていないと理解している。その結果、償却原価の再計算（実効金利の改定あるいはキャッチアップ調整等）の手法が不明確となるため、実務の混乱を低減するべく、結論の背景等で補足説明や審議内容を加筆するなどご検討いただきたい。

#### 質問5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

#### 7. 債権の流動固定分類

（コメント）

債権について引き続き流動固定分類が求められている点を明確化していただきたい。

（理由）

予想信用損失適用指針案BC118項において、「20XX年改正前の会計基準は、債権について、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分していたが、20XX年改正会計基準は予想信用損失モデルを導入したことに伴い、当該区分を廃止した。」とあり、一方で、企業会計原則注解（注16）における「ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。」との文言は今回の改正には含まれていない。このとき、旧区分は廃止されたことから、企業会計原則注解（注16）の流動固定分類の要求が金融商品会計基準案における債権において求められていないとの誤解を与えかねないと考えられる。したがって、金融商品会計基準案又は予想信用損失適用指針案にてこの点を明確化すべきであると考えられる。

#### 8. 営業外収益としての表示区分

（コメント）

「貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合」及び「直接減額を行った後に、残存する帳簿価額を超える金額の回収を行った場合」における営業外収益としての表示区分の是非に関して改めてご検討いただきたい。

(理由)

予想損失適用指針案第69項においては、「貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合、原則として、当該金額を営業費用若しくは営業外費用からの控除又は営業外収益として表示する。」とあり、現行の金融商品実務指針の定めを引き継ぐ形とされている。このとき、この貸倒引当金戻入額の表示区分については、原則的には引当金繰入額と同じ区分に表示すべきことから、営業費用又は営業外費用の控除とすることが適当である。従前、金融商品実務指針において営業外収益としての表示が認められていたのは、企業会計基準第24号の公表までにおける我が国の会計実務に配慮したものであったと考えられるが、国際的な会計基準との整合性を考慮した今般の予想損失適用指針案の適用を機に、原則的な方法である営業費用又は営業外費用からの控除のみを定めることが適当であると考えられる。

また、同適用指針案第70項においては、「直接減額を行った後に、残存する帳簿価額を超える金額の回収を行った場合には、原則として営業外収益として表示する。」とされている。しかしながら、この償却債権取立益については、過年度の貸倒損失の額の見直しであって、会計上の見積りの変更と考えられることから、貸倒損失と同じ区分（営業費用又は営業外費用からの控除）とすべきことが考えられる。

#### 質問6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。
-----------------------------------

以下の事項についてご検討いただきたい。

#### 9. 予想信用損失の算定と我が国の監督指針

（コメント）

海外の監督当局等からのガイダンスやレターのみならず、我が国の監督指針についても、予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得るかをご検討いただきたい。

（理由）

予想信用損失適用指針案第 28 項(3)に基づくと、貸出条件緩和債権は信用減損金融資産として認定していることを示唆しているが、貸出条件緩和債権に関しては、より詳細な日本の監督当局のガイダンスが存在し、銀行実務に深く浸透していると理解している。

同適用指針案 BC42 項及び BC43 項において、海外の監督当局等から発出されたガイダンス等は、実務上の困難さを軽減する観点から参考になり得るとの記載がある一方で、我が国の監督指針についての言及がなされていない。

このため、結論の背景等において、我が国の監督指針についても、本公開草案の適用に際して参考となり得るか、実務上の困難さを軽減する観点から考慮することが必要と考えられる。その際には、実務における適用を円滑とするために、同適用指針案第 28 項(2)、(3)と我が国の監督指針における貸出条件緩和債権の認定との関係性について、監督当局と連携することが望まれる。

#### 10. 予想信用損失と関係会社事業損失引当金

（コメント）

本公開草案の予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と関係会社事業損失引当金の実務との関係性について確認させていただきたい。

（理由）

子会社及び関連会社が債務超過に陥っている場合、現在保有している出資や債権が

回収できないばかりでなく、仮に当該子会社及び関連会社が清算するとしたとき、債務超過部分について親会社（投資会社）が負担することが見込まれる場合がある。このような場合、当該子会社及び関連会社の財政状態等を勘案し、例えば、債務超過額に対して、企業会計原則注解（注18）に基づき、関係会社事業損失引当金を計上する実務がある。なお、子会社及び関連会社に対して貸付金等の債権を有する場合には、債務超過額のうち債権相当額については関係会社事業損失引当金ではなく貸倒引当金が計上されていると考えられる。

ここで本公開草案においては、複数シナリオを考慮し確率加重された予想信用損失が算定されることになるため、貸倒引当金として債務超過額よりも少額な金額が計上される可能性も考えられる。

しかしながら、債務超過部分について親会社（投資会社）が負担することが見込まれるのであれば、予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金が債務超過額より少額であったとしても、企業会計原則注解（注18）に基づき債務超過額相当額まで関係会社事業損失引当金を計上することが考えられる。なお、このような引当金の計算方法は、移管指針公開草案第16号「持分法会計に関する実務指針（案）」第20項の債務超過額のうち投資会社が事実上負担すると考えられる相当額を投資会社の持分に負担させる会計処理と、平仄があった会計処理とも考えられる。

このような関係会社事業損失引当金の計上方法が、本公開草案の趣旨に反するものではないことを確認したい。

#### 質問9（補足文書（案）に関する質問）

補足文書（案）に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。
---------------------------------

同意する。

以 上